

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和7年4月1日 現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：（0866）23-1230 担当：介護支援専門員

*ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. グリーンヒル順正居宅介護支援事業所（名称）の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	グリーンヒル順正 居宅介護支援事業所
所在地	〒716-0068 岡山県高梁市松原町神原2281-8
介護保険指定番号	居宅介護支援 3370900098
サービスを提供する地域	高梁市松原町

(2)同事業所の職員体制

	資格	勤務形態	業務内容
管理者兼主任介護支援専門員	介護福祉士	常勤・兼務	居宅介護支援
介護支援専門員	介護福祉士	常勤・専従	居宅介護支援
介護支援専門員	介護福祉士	常勤・兼務	居宅介護支援

(3)営業時間

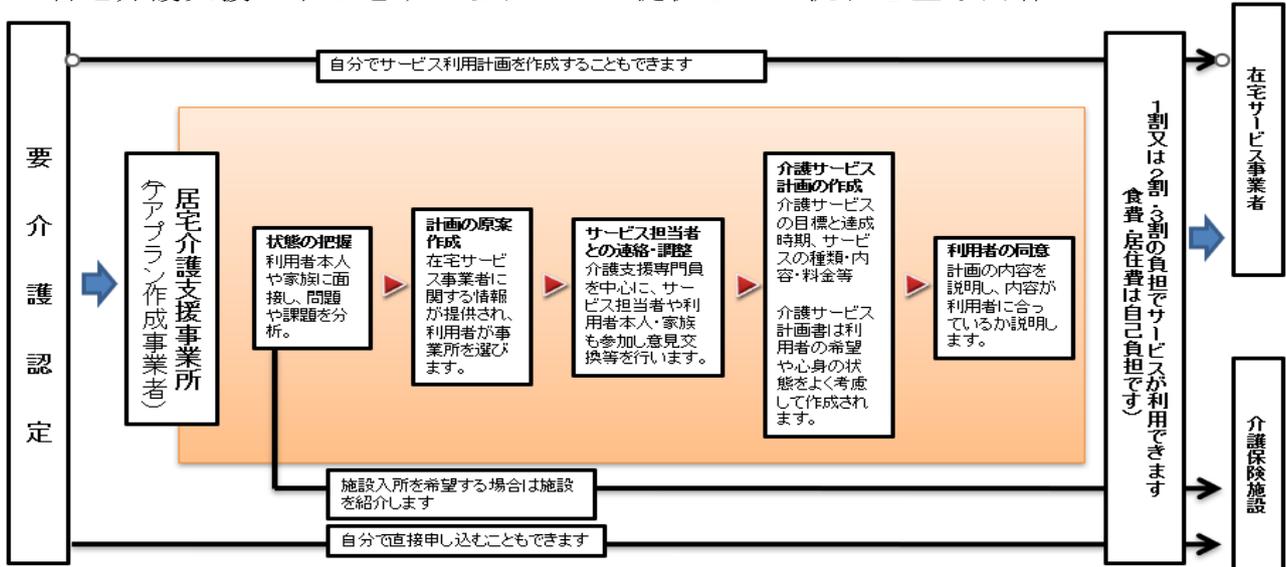
月曜日～金曜日	午前8時40分～午後5時05分
---------	-----------------

*緊急連絡電話 （0866）23-1230

（24時間連絡がつくよう体制を整えています）

*国民の祝日及び12月29日～1月3日は特別休暇

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

4. 利用料金

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、高梁市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○基本報酬

(要介護1・2) 居宅介護支援費 10,860円

(要介護3～5) 居宅介護支援費 14,110円

○特定事業所加算A 1,140円/月

・特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し地域全体へのケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

○初回加算 3,000円

○入院時情報連携加算 (I) 2,500円 (II) 2,000円

○退院・退所加算(I)イ 4,500円 退院・退所加算(I)ロ 6,000円

退院・退所加算(II)イ 6,000円 退院・退所加算(II)ロ 7,500円

退院・退所加算(III) 9,000円

○通院時情報連携加算 500円

○ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5%

※実施地域以外の居宅介護支援について基本報酬に5%加算させていただきます。

☆厚生労働省が告示で定める介護報酬単位数表が改定された場合は、サービス利用料金も自動的に改訂されます。なおその場合は、事前に新しいサービス利用料金を書面でお知らせします。

○看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

看取り期における適切な居宅介護支援の提供等について居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要となる場合があります。

(3)解約料

解約料は一切かかりません。

(4)その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致しますので、請求後10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込み下さい。当事業所職員が伺います。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は、要支援認定・総合事業対象者となった場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（ハラスメントを含む）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

①利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを各種事業者の連携により、総合的かつ効率的に提供するように努めます。

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当にかたよることのないよう、公正中立に行います。

②ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について利用者にお知らせするとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- ・利用者やその家族に対して前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与の各サービスの利用の割合を書面にてお知らせします。
- ・利用者やその家族に対して前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護含む）、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を書面にてお知らせします。

③利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由の説明をいつでも受ける事が出来ます。

④事業の運営に当たっては、高梁市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとしします。

⑤利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て医療系サービスの必要性の有無を主治の医師等に確認します。また、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

⑥指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、必要と認める時は利用者の同意を得てケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

⑦医療機関に入院する場合

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながるため、**担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。**日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。

⑧テレビ電話等のICTを活用したサービス担当者会議の開催

感染症対策等の観点から、利用者又はその家族から同意を得た上でテレビ電話等を活用したサービス担当者会議を開催することがあります。

⑨虐待防止について

虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を図っていきます。

⑩身体拘束について

当該利用者やその他の者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性）身体拘束を行うことがあります。身体拘束を行う場合は、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

⑪感染症対策

定期的に感染委員会を開催し、感染症予防・蔓延防止・感染症発生時の対応等の措置を講じていきます。

(2)居宅介護支援の実施概要等

要介護者等の生活像を捉えて、その方の訴えをよく聴き生活の中での困りごとをあきらかにして援助していきます。

(3)サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
介護支援専門員への研修の実施	県又は市の実施する研修会等
解約料	解約料は一切かかりません
その他	利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催します

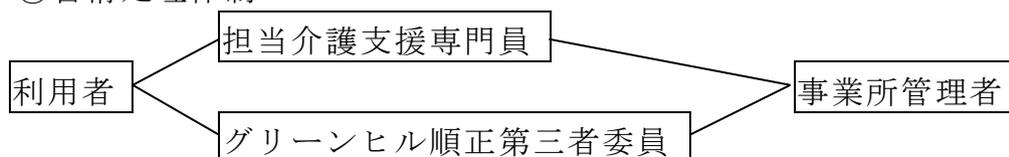
7. サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：介護支援専門員 電話：（０８６６）２３－１２３０

②苦情処理体制



③その他

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高梁市役所健康福祉部高齢者支援課 電話：（０８６６）２１－０２９９

岡山県国民健康保険団体連合会 電話：（０８６）２２３－８８１１

8. 秘密保持

援助業務の中で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。事業所の従業者でなくなった後においても同様とします。

9. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 当事業者の概要

法人種別	社会福祉法人
法人名	社会福祉法人 順正福祉会
代表者役職・氏名	理事長 加計 咲也子
法人所在地	〒700-0003 岡山市北区半田町8番2号
法人電話番号	(086) 228-1507